

は じ め に

この年報は、令和4年1月から12月までの1年間に当委員会で取り扱った不当労働行為事件、調整事件及び個別的労使紛争に係るあっせん事件の処理状況を中心に、委員会の活動状況等の概要を収録したものです。

この年報が、労働委員会への理解を深めていただく一助となり、日頃労使関係に関心を寄せておられる方々の御参考となれば幸いです。

令和5年3月

青森県労働委員会事務局

第 49 期 委 員

令和4年11月8日任命

公益委員



会長
岩谷 直子



会長代理
伊藤 佑輔



大矢 奈美



細矢 浩志



源新 明

労働者委員



山内 裕幸



谷川 浩二



野坂 聡子



金沢 秀樹



對馬 茂文

使用者委員



寺下 一之



小笠原 裕



山田 悦子



安田 浩一



小笠原 勝博

第48期で退任した委員

令和2年11月8日～令和4年11月7日

労働者委員



塩谷 進

使用者委員



斎藤 悦朗
(～令和3.6.29)

使用者委員



藤本 和夫

目 次

第1章 現況

1 委員名簿	1
2 あっせん員候補者名簿	2
3 事務局職員名簿	3

第2章 活動状況

第1節 会議

1 総会	4
2 公益委員会議	8
3 連絡会議	8
(1) 全国労働委員会連絡協議会総会	8
(2) 全国労働委員会会長連絡会議	8
(3) 全国労働委員会事務局長連絡会議	8
(4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議	9
(5) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議	9
(6) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会	9
(7) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会	10
(8) 北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議	10
(9) 東北地区労使関係セミナー	11
4 労働相談会	12
5 委員研修	12

第2節 不当労働行為の審査

1 概要	13
2 審査の期間の目標及び実施状況	13
3 不当労働行為事件一覧表	14
4 取扱事件の概要	14
5 命令書	14
6 再審査・行政訴訟事件	14

第3節 労働争議の調整

1 概要	15
2 調整事件一覧表	16
3 取扱事件の概要	17
令和3年(調)第4号事件(あっせん)	17
令和4年(調)第1号事件(あっせん)	19
令和4年(調)第2号事件(あっせん)	20
令和4年(調)第3号事件(あっせん)	21
4 争議行為予告通知	22

第4節 個別的労使紛争に係るあっせん	23
1 概要	23
2 個別的労使紛争に係るあっせん事件一覧表	24
3 取扱事件の概要	25
令和4年（個）第1号事件	25
令和4年（個）第2号事件	26
令和4年（個）第3号事件	27
令和4年（個）第4号事件	28
令和4年（個）第5号事件	29
第5節 労働相談	30
1 概要	30
2 業種・項目別相談状況	30
第6節 労働組合の資格審査	32
第7節 地方公営企業等の非組合員の範囲の認定告示	32
第8節 労働委員会活性化に向けた取組	33
1 認知度を高めるための取組	33
2 委員・職員の資質の維持・向上を図るための取組	33

第1章 現況

1 委員名簿

第49期

(令和4年11月8日任命)

区分	氏名	現職	就任状況	備考
公益委員	岩谷 直子	弁護士	平26.11.8 以降5期目	再
	伊藤 佑輔	弁護士	平27.12.1 以降5期目	再
	大矢 奈美	青森公立大学経営経済学部教授	平26.11.8 以降5期目	再
	細矢 浩志	弘前大学人文社会科学部教授	平28.11.8 以降4期目	再
	源新 明	弁護士	令 2.11.8 以降2期目	再
労働者委員	山内 裕幸	日本労働組合総連合会 青森県連合会会長代行	平17.10.1 以降10期目	再
	谷川 浩二	弘前愛成会病院労働組合 執行委員長	平24.11.8 以降6期目	再
	野坂 聡子	オールユニバースユニオン 執行副委員長	平28.11.8 以降4期目	再
	金沢 秀樹	東北電力労働組合 青森県本部委員長	令 2.11.8 以降2期目	再
	對馬 茂文	全国交通運輸労働組合総連合 執行委員	令 4.11.8 以降1期目	新
使用者委員	寺下 一之	寺下建設株式会社 代表取締役社長	平20.11.8 以降8期目	再
	小笠原 裕	一般社団法人青森県経営者協会 専務理事	平25.7.1 以降6期目	再
	山田 悦子	株式会社山丙 代表取締役社長	令 2.11.8 以降2期目	再
	安田 浩一	株式会社弘前燃料 代表取締役社長	令 3.6.30 以降2期目	再
	小笠原 勝博	北方商事株式会社 代表取締役社長	令 4.11.8 以降1期目	新

2 あっせん員候補者名簿

(令和4年12月31日現在)

職 業	氏 名
青森県労働委員会 公 益 委 員	岩 谷 直 子
	伊 藤 佑 輔
	大 矢 奈 美
	細 矢 浩 志
	源 新 明
青森県労働委員会 労 働 者 委 員	山 内 裕 幸
	谷 川 浩 二
	野 坂 聡 子
	金 沢 秀 樹
	對 馬 茂 文
青森県労働委員会 使 用 者 委 員	寺 下 一 之
	小 笠 原 裕
	山 田 悦 子
	安 田 浩 一
	小 笠 原 勝 博
青森県労働委員会 事 務 局	長 内 和 人 (事務局長)
	相 馬 暢 (事務局次長)
	成 田 伸 彦 (事務局副参事)

備考1 あっせん員候補者は、原則として、労働委員会委員及び事務局職員（副参事以上）を委嘱している。

- 2 公示 令和4年4月13日付け青森県報第447号
令和4年11月18日付け青森県報第538号

3 事務局職員名簿

(令和4年12月31日現在)

職名	氏名	分掌事務	就任年月日
事務局長	長内 和人		令 4. 4. 1
事務局次長	相馬 暢		令 4. 4. 1
副参事	成田 伸彦	審査・調整	令 2. 4. 1
主幹	貝田 さゆり	総務	令 3. 4. 1
主査	吉川 恵里子	審査	令 4. 4. 1
主事	白戸 敬介	調整	令 3. 4. 1

第2章 活動状況

第1節 会議

1 総会

回数	開催年月日	議 題
1444	4. 1. 11	1 報告事項 (1) 令和3年(調)第4号事件のあっせんの経過について (2) 労働相談会等の実績等について 2 その他 (1) 令和3年の審査の実施状況の公表について (2) 令和4年度諸会議等への出席者について (3) 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会について
1445	4. 2. 1	1 報告事項 (1) 令和3年(調)第4号事件のあっせんの経過について (2) 労働相談会の実績等について 2 その他 (1) 令和4年度諸会議等の出席者について (2) 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「総会」及び「会長連絡会議」の開催について
1446	4. 3. 1	1 報告事項 (1) 令和3年(調)第4号事件のあっせんの経過について (2) 令和4年(個)第1号事件のあっせん申請について (3) 争議行為予告通知について (4) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 令和4年定例総会の開催予定の一部変更について (2) 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「総会」及び「会長連絡会議」の開催について (3) 不当労働行為の管轄及び除斥期間に係る事例の調査について

回数	開催年月日	議 題
1447	4. 4. 5	<p>1 付議事項</p> <p>(1) あっせん員候補者の解任及び委嘱について</p> <p>(2) 会長が処理した事項の承認について</p> <p>① 「青森県労働委員会の庶務に関する規則」の一部改正について</p> <p>② 「青森県労働委員会運営規程」の一部改正について</p> <p>③ 「青森県労働委員会が保有する行政文書の開示及び青森県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務の専決代決規程」の一部改正について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 令和3年（調）第4号事件のあっせんの終結について</p> <p>(2) 令和4年（個）第1号事件のあっせんの経過及び終結について</p> <p>(3) 令和4年（個）第2号事件のあっせん申請について</p> <p>(4) 争議行為予告通知について</p> <p>(5) 労働相談会等の実績について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 不当労働行為の管轄及び除斥期間に係る事例の調査について</p>
1448	4. 5. 10	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和4年（個）第2号事件のあっせんの経過について</p> <p>(2) 令和4年（調）第1号事件のあっせん申請について</p> <p>(3) 令和4年（個）第3号事件のあっせん申請について</p> <p>(4) 令和4年（個）第4号事件のあっせん申請について</p> <p>(5) 労働相談会等の実績について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会に係る研修課題検討委員会からの検討状況報告について</p>

回数	開催年月日	議 題
1449	4. 6. 7	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和4年(調)第1号事件のあっせんの経過について</p> <p>(2) 令和4年(個)第2号事件のあっせんの終結について</p> <p>(3) 令和4年(個)第3号事件のあっせんの終結について</p> <p>(4) 令和4年(個)第4号事件のあっせんの経過について</p> <p>(5) 令和4年(個)第5号事件のあっせん申請について</p> <p>(6) 争議行為予告通知について</p> <p>(7) 労働相談会等の実績について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 個別労働紛争処理制度周知月間で使用するチラシ及びポスターについて</p> <p>(2) 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会に係る研修課題検討委員会からの検討状況報告について</p> <p>(3) 「労働委員会におけるITの利用に関する調査」に対する回答について</p>
1450	4. 7. 5	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和4年(調)第1号事件のあっせんの経過について</p> <p>(2) 令和4年(調)第2号事件のあっせんの開始について</p> <p>(3) 令和4年(個)第4号事件のあっせんの終結について</p> <p>(4) 令和4年(個)第5号事件のあっせんの経過について</p> <p>(5) 争議行為予告通知について</p> <p>(6) 労働相談会等の実績について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会に係る研修課題検討委員会からの検討状況報告について</p> <p>(2) 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会に係る研修課題に対する各道県の回答の概要について</p>
1451	4. 8. 2	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和4年(調)第1号事件のあっせんの終結について</p> <p>(2) 令和4年(調)第2号事件のあっせん経過について</p> <p>(3) 令和4年(個)第5号事件のあっせんの終結について</p> <p>(4) 労働相談会等の実績について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の開催方式について</p>

回数	開催年月日	議 題
1452	4. 9. 6	1 報告事項 (1) 第861回公益委員会議の概要について (2) 令和4年(調)第2号事件のあっせん経過について (3) 争議行為予告について (4) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の開催方式について (2) 令和4年度公労使委員合同研修会について
1453	4.10. 4	1 報告事項 (1) 令和4年(調)第2号事件のあっせんの終結について (2) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会について (2) 第77回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について
1454 (臨時)	4.11. 8	付議事項 青森県労働委員会会長及び会長代理の選挙について
1455	4.11. 8	1 付議事項 (1) あっせん員候補者の解任及び委嘱について 2 報告事項 (1) 令和4年(調)第3号事件のあっせん開始について (2) 争議行為予告通知について (3) 労働相談会等の実績について (4) 幹事委員の選任について 3 その他 (1) 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会中間報告について (2) 令和5年定例総会の開催予定について (3) 令和5年労働相談会の実施計画(案)について
1456	4.12. 6	1 報告事項 (1) 令和4年(調)第3号事件のあっせんの経過について (2) 争議行為予告通知について (3) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 第77回全国労働委員会連絡協議会総会の概要について (2) 令和4年度公労使委員個別紛争専門研修について (3) 令和5年定例総会の開催予定について (4) 令和5年労働相談会の実施計画について

2 公益委員会議

回数	開催年月日	議 題
861	4. 9. 6	1 労働組合の資格審査について

3 連絡会議

(1) 第77回全国労働委員会連絡協議会総会

- 期 間 令和4年11月17日～18日
会 場 東京都渋谷区「国立オリンピック記念青少年総合センター」
出席者 細矢委員、源新委員、山内委員、金沢委員、長内事務局長、
成田副参事、吉川主査
講 演 演題：「労働紛争の多様化と労働委員会の新たな役割」
講師：前中央労働委員会会長 山川 隆一 氏
議 題 ① 労働委員会の広報活動について
－経験又は見解の交流－（中国ブロック公労使提案）
② 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の中間報告について
－経験又は見解の交流－（中労委提案）
③ 労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた、労働委員会における
パワーハラスメントに係るあっせん事件への対応について
－経験又は見解の交流－（関東ブロック公労使提案）

(2) 令和4年度全国労働委員会会長連絡会議

中止

(3) 令和4年度全国労働委員会事務局長連絡会議

中止

(4) 令和4年度全国労働委員会事務局審査主管課長会議

期 日 令和4年11月28日
会 場 東京都港区「労働委員会会館」
出席者 相馬次長、吉川主査、白戸主事
議 題 ① 審査資格における「全国的規模をもつ労働組合」の判断基準について
② 審査人材の確保・育成について
③ ウェブ会議による調査について
報告事項 労働委員会在り方・ビジョン検討委員会の現状について

(5) 令和4年度全国労働委員会事務局調整主管課長会議

期 日 令和4年11月29日
会 場 東京都港区「労働委員会会館」
出席者 相馬次長、吉川主査、白戸主事
議 題 ① 調整業務の運営について
② 都道府県労働委員会からの事例報告
③ 都道府県労働委員会からの業務報告

(6) 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和4年6月2日
会 場 (WEB開催)
出席者 岩谷会長、伊藤会長代理、山内委員、谷川委員、藤本委員、安田委員、
長内事務局長、成田副参事、白戸主事
報告事項 第77回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する
議題について (連絡協議会)
議 題 ① 令和3年取扱事件とその傾向及び特異事件について (各道県労働委員会)
② 令和3年度決算について (連絡協議会)
③ 令和4年度予算(案)について (連絡協議会)
④ ブロック会長及び副会長の選任について (連絡協議会)
⑤ 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について (連絡協議会)
⑥ 全国労働委員会連絡協議会運営委員の選任に関する申合せについて (連絡協議会)
⑦ 令和5年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について (連絡協議会)

- 研修課題 ① 団体交渉における不誠実な対応について
 ② 給料等級の昇級に係る約束の履行と逸失利益の補償を求める事案への対応について

(7) 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会

- 期 日 令和4年10月28日
 会 場 (WEB開催)
 出席者 岩谷会長、伊藤会長代理、大矢委員、細矢委員、源新委員、山内委員、谷川委員、野坂委員、塩谷委員、金沢委員、寺下委員、藤本委員、小笠原委員、山田委員、安田委員
 長内事務局長、相馬次長、成田副参事、貝田主幹、吉川主査
 講 演 演題：「労働組合法における労働者について」
 講師：中央労働委員会東日本区域地方調整委員会議委員長
 千葉大学大学院社会科学研究院教授 皆川 宏之 氏
 研修課題 ① 理事長解任騒動を契機として発生した労使紛争への対応について
 ② 団体交渉がうまく進まず、複数回にわたり、あっせん申請があった事案への対応について

(8) 令和4年度北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議

- 期 日 令和4年8月25日～26日
 会 場 秋田県秋田市「明德館ビル」
 出席者 相馬次長、白戸主事
 研修課題 ① 不当労働行為事件に係る調査手続における秩序維持、録音禁止等の対応状況について (北海道)
 ② 労使双方が受諾したあっせん案を、労働組合がホームページに掲載した場合の対応について (北海道)
 ③ あっせん事件において、当事者からあっせん会場で相手方と顔を合わせることに難色を示された場合の対応方法について (青森県)
 ④ 審査・調整手続におけるウェブ会議システムの活用について (岩手県)
 ⑤ 資格審査の調査手法について (秋田県)
 ⑥ 労働相談や個別労働紛争処理制度における関係機関との連携について (山形県)
 ⑦ あっせんにおいて電話による当事者の参加を認めた事例について (山形県)

- ⑧ 被申請者があつせん前の事情聴取に応じない場合の対応について
(山形県)
- ⑨ 関係当事者及びあつせん員の参集によるあつせんが困難な場合の
対応について (福島県)
- ⑩ 労働相談におけるクレーマー的な相談者への対応について
(青森県)
- ⑪ 文書の保存期間について (岩手県)
- ⑫ 不当労働行為事件の審査担当職員における知識、経験の
継承について (宮城県)
- ⑬ 個別労働紛争あつせん制度の利用に係る取組等について
(宮城県)
- ⑭ 文書の管理について (秋田県)
- ⑮ 中央労働委員会が受理した争議行為予告通知に係る
実情調査について (秋田県)
- ⑯ 会長及び会長代理選挙の整理について (福島県)

(9) 東北地区労使関係セミナー

期 日 令和4年11月11日

会 場 福島県福島市「コラッセふくしま」

出席者 白戸主事

基調講演 「労使で取り組むハラスメントの防止 ～多様化する労働者の人格保護と使用者の責任～」

講師：中央労働委員会東日本区域地方調整委員会議委員長

千葉大学大学院社会科学研究院教授 皆川 宏之 氏

パネルディスカッション

テーマ 「ハラスメントから身を守るには～本県におけるハラスメントの現状と課題～」

コーディネーター：駒田 晋一 氏 福島県労働委員会会長

コメンテーター：皆川 宏之 氏 (上掲)

榎 裕康 氏 福島県労働委員会公益委員

大槻 光政 氏 福島県労働委員会労働者委員

石山 純恵 氏 福島県労働委員会使用者委員

4 労働相談会

労働関係に関して個々の労働者と事業主との間の紛争の迅速かつ適正な解決のため、個別労働関係紛争処理制度が設けられているが、その一層の利用拡大と周知を図るため、平成21年10月から委員による労働相談会を開催している。

その後、労働相談会は平成27年1月から原則として毎月第1火曜日に定例的に開催し、平成30年4月からは第1火曜日に加え、原則として第3日曜日にも開催している(月2回)。

令和4年は次のとおり実施した。

月	火曜日	日曜日	場 所
1月	11日	16日	労働委員会（青森市）
2月	1日	20日	
3月	1日	13日	
4月	5日	17日	
5月	10日	15日	
6月	7日	19日	
7月	5日	24日	
8月	2日	—	
9月	6日	25日	
10月	4日	2日	
	—	16日	
	—	23日	藤田記念庭園（弘前市）
11月	8日	20日	労働委員会（青森市）
12月	6日	18日	

時間 火曜日：13：30～15：30、日曜日：10：30～12：30

5 委員研修

(1) 公労使委員合同研修

期 間 令和4年9月1日～2日

会 場 東京都千代田区「一橋大学一橋講堂」外

出席者 伊藤会長代理、大矢委員、藤本委員

研修内容

全体研修（9月1日）及び各側に分かれての独自研修（9月2日）

(2) 公労使委員個別紛争専門研修

期 間 令和4年12月1日～2日

会 場 東京都中野区「中野サンプラザ」

出席者 細矢委員、金沢委員、山田委員

研修内容

全体研修（12月1日）及び事例発表等（12月2日）

(3) 委員・職員研修

回数	開催年月日	内 容
1	4. 5. 10	ブロック総会に係る課題検討

第2節 不当労働行為の審査

1 概要

(1) 取扱件数

令和4年の取扱件数は、次表のとおりである。

前年からの 繰越件数	新規申立 件数	取扱件数 合計	処理件数	次年への 繰越件数
0	0	0	0	0

(2) 申立内容別件数

令和4年の取扱事件のうち、労働組合法第7条各号別の件数は、次表のとおりである。

7条各号別内訳								計
1	2	3	1・2	1・3	2・3	1・2・3	その他	
/	/	/	/	/	/	/	/	/

2 審査の期間の目標及び実施状況

(1) 審査の期間の目標

平成17年3月1日に開催した第813回公益委員会議において、審査の期間の目標を1年6月に定めた。

(2) 令和4年の実施状況

令和4年に係属した不当労働行為事件はなかった。

① 審査の期間の日数等

事件番号	申立日	審査期間 の日数	調査 回数	審問 回数	証人数	終結区分
	終結日					
なし	/					

② 終結区分毎の平均処理日数

	取下・和解				命令・決定					合計 総平均
	取下	関与 和解	無関与 和解	小計 平均	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計 平均	
処理件数	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平均処理日数	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

3 不当労働行為事件一覧表

事件 番号	申立 年月日	業種	請求する救済内容	審査 委員	参与委員		終結年月日 (所要日数)	終結 区分
					労	使		
なし								

4 取扱事件の概要

なし

5 命令書

なし

6 再審査・行政訴訟事件

(1) 再審査事件

なし

(2) 行政訴訟事件

なし

第3節 労働争議の調整

1 概要

(1) 取扱件数

令和4年の取扱件数は、前年から繰り越し1件、新規申請3件（組合側3件）であった。

(2) 取扱事件の傾向

取扱事件4件のうち、前年から繰り越した組合掲示板及び事務室の貸与に関する事件1件が打切りにより終結した。新規申請事件3件のうち、パワーハラスメントに関する慰謝料請求事件1件と団体交渉に関する事件1件が解決により終結し、他の1件は翌年へ繰り越した。

(3) 業種別申請件数（新規件数）

製 造	運 輸	情 報 通 信	卸・ 小 売	金融・ 保 険	医療・ 福 祉	学 校 教 育	サービ ス	その他	計
	1						1	1	3

(4) 主なあっせん項目別件数（新規件数）

解雇 退職	配 転	賃 金	臨時給	その他の 賃金関係	団体交渉 関係	その他	計
					1	2	3

(5) 終結区分

解 決	打 切	取 下	次年へ繰越	計
2	1		1	4

2 調整事件一覧表

事件番号 【申請者】	開始 年月日	業種	調整事項	調整員				終結年月日 (所要日数)	終結 区分
				公	労	使	事		
3(調)4 【組合】	3.10.5	複合 サー ビス 業	組合掲示板、組合事務室 の貸与	源新	野坂	寺下	佐藤	4.3.10 (157日)	打切 り
4(調)1 【組合】	4.4.26	複合 サー ビス 業	パワハラ認定及び慰 謝料請求	岩谷	塩谷	寺下	相馬	4.7.25 (91日)	解決
4(調)2 【組合】	4.6.24	サー ビス 業	団交応諾	大矢	野坂 金沢	藤本 安田	長内	4.9.9 (78日)	解決
4(調)3 【組合】	4.10.26	運輸 業	文書注意の取り消し等	岩谷	山内	寺下	相馬	翌年繰越	

3 取扱事件の概要

令和3年（調）第4号事件（あっせん）

申請者	X組合		(組合員数)	2人
被申請者	Y		(事業の種類)	複合サービス業
			(従業員数)	241人
申請年月日	令和3年10月	4日	開始年月日	令和3年10月
				5日
調整事項	組合掲示板、組合事務室の貸与			
あっせん員	公	源新	調整回数	2回
	労	野坂	終結年月日	令和4年3月10日
	使	寺下	所要日数	157日
	事	佐藤	終結区分	打切り

【申請に至るまでの経緯】

YにはX組合とは別の労働組合C1組合が存在しており、C1組合には組合事務室と組合掲示板が貸与されているが、X組合には貸与されていない。X組合はYに対して事務室及び掲示板の貸与を求めたところ、掲示板については検討するが事務室については場所がないため貸与できないという回答がYからなされたことから、あっせんを申請した。

【調整経過】

令和3年10月18日に事務局調査を行い、第1回あっせんを翌年1月24日に開催した。あっせんでは、X組合は事務室と掲示板の貸与を要望し、掲示板については掲示物を貼付できるスペースさえあればよい旨を主張した。一方Yは、組合事務室については部屋に空きがなく物理的に貸与ができない状況に理解を求め、掲示板については建物管理規程等に抵触しないようYで掲示板を施工したうえでX組合に引き渡したい旨を主張した。あっせん員は協議し、Yに対し、X組合への掲示板の引き渡しがいつまでに完了できる見込みか確認し次回あっせんで報告するよう求めた。

第2回のおっせんでは掲示板の場所と引き渡し時期をYから報告を受け、X組合へ伝えたところ、X組合からは掲示板の設置場所に対する不満が伝えられた。またYからは、Y側が示した掲示板の利用条件についてC1組合から承諾を得ている以上、同様にX組合からも利用条件としてあっせん案に盛り込むようあっせん員に要望があったものの、あっせん案に利用条件を盛り込むのは馴染まないことをYに説明した。あっせん員が労使双方の意見を調整し、掲示板の設置期限を4月末までと設定し、その設置場所及び利用条件は誠実に労使協議すること等とするあっせん案を提示した。X組合はその場で受諾する意向を

示したものの、Yは持ち帰って上部組織と検討して回答するとした。その後、Yからはあっせん案を受諾する回答書が提出されたものの、受諾に当たっての条件が記されており、その条件が使用者側に都合の良い内容であったことから、あっせん員協議のうえ、あっせんを打ち切った。

令和4年（調）第1号事件（あっせん）

申請者	X組合			(組合員数)	68人
被申請者	Y			(事業の種類)	複合サービス業
				(従業員数)	674人
申請年月日	令和4年 4月25日		開始年月日	令和4年 4月26日	
調整事項	パワーハラスメントの認定及び精神的苦痛に対する慰謝料の支払い				
あっせん員	公	岩谷	調整回数	1回	
	労	塩谷	終結年月日	令和4年 7月25日	
	使	寺下	所要日数	91日	
	事	相馬	終結区分	解決	

【申請に至るまでの経緯】

Yに勤務していたAは、同じ職場の同僚Bからパワハラを受け、精神疾患を発症し退職した。AはX組合に加入し、X組合は2度にわたる団交でYに対してパワハラの調査を要請した。Yは社内調査を実施したものの、パワハラの実態を確認できなかったためその旨を3度目の団交でX組合に報告したが、X組合は団交では解決できないと判断しあっせん申請に至った。

【調整経過】

あっせんにおいて、X組合はAが同僚Bからパワハラを受け、当時の所属長に相談したが有効な対応を講じなかったため退職せざるを得ず、経済的損失もさることながらまずは真摯に謝罪してほしい旨を主張した。Yは、1度目の団交でX組合から要望があった社内調査を実施し、当時の所属長及び加害者とされるBに聞き取り調査を行ったが、指摘の事実は確認できなかったことを2度目の団交でX組合に報告した。それに対しX組合からは、当時の同じ職場の同僚にも聞き取り調査をしてほしい旨の要望があったため再度調査したが、指摘の事実は確認できなかった旨を3度目の団交でX組合に報告したとし、団交には誠実に対応した旨を主張した。一方で、当時パワハラ相談窓口は設置していたものの、職員への周知方法が十分ではなかったこと、組合員Aが提出した精神疾患の診断書が所属長から本部に上がって来ていなかったことなどを踏まえたうえで、パワハラがあったことは確認できないとしつつも、パワハラがあったことを完全に否定することもできないとの認識から、慰謝料ではなく見舞金という形であれば検討すると述べた。

あっせん員が協議し、直接的な謝罪を盛り込むことは難しいものの、Yが法人として今回の事案への対応に不十分な部分があった点は否めないことを暗に認めて見舞金を支払う内容のあっせん案を作成し労使双方に提示したところ、後日、労使双方から受諾する旨の回答書が送付されたことから、本事件は解決により終結した。

令和4年（調）第2号事件（あっせん）

申請者	X組合			(組合員数)	8人
被申請者	Y			(事業の種類)	サービス業
				(従業員数)	25人
申請年月日	令和4年 6月23日		開始年月日	令和4年 6月24日	
調整事項	団体交渉の応諾				
あっせん員	公	大矢		調整回数	1回
	労	野坂、金沢		終結年月日	令和4年 9月 9日
	使	藤本、安田		所要日数	78日
	事	長内		終結区分	解決

【申請に至るまでの経緯】

令和3年7月以降、X組合は度々団交を申し入れているが、Yは文書での回答を行うなど、対面での団交を行っていないとしてあっせん申請に至った。一方Yは、X組合の執行委員長及び副委員長が虚偽の業務日報を記載して提出してきたとして、始末書を提出するよう指示しているが、業務命令に反し提出していない。こうした対応は団体交渉の前提となる労使双方の信頼関係が揺らぐ原因であり、この問題が解決されない限り交渉には応じられないとした。

【調整経過】

あっせんで労使双方から話を聞き、あっせん員で協議した結果、団交で何が決まったか、次回交渉は何について交渉するのかといった認識をお互いが共有できておらず、交渉が進んでいないことを重視した。そのうえで、まずは団交のルールを決め、その枠内でお互いに誠意をもって交渉するという方向で検討し、具体的な団交ルールをあっせん案に盛り込み提示したところ、労使双方があっせん案を受諾したため、本事件は解決により終結した。

令和4年（調）第3号事件（あっせん）

申請者	X運転士の会			(構成員数)	46人
被申請者	Y			(事業の種類)	運輸業
				(従業員数)	332人
申請年月日	令和4年10月24日		開始年月日	令和4年10月26日	
調整事項	文書注意の取り消し等				
あっせん員	公	岩谷		調整回数	0回
	労	山内		終結年月日	
	使	寺下		所要日数	
	事	相馬		終結区分	翌年へ繰り越し

【申請に至るまでの経緯】

令和4年7月、Yは運転士Aに対して文書注意を行ったが、X運転士の会は、Aの操作に故意や過失がないにも関わらず行われた注意は、全ての運転士に精神的重圧を与えるもので承服できないとして、当該文書注意の撤回等を求めてあっせん申請に至った。

【調整経過】

令和4年11月に事務局調査を行い、当該事件は翌年に繰り越されることとなった。

4 争議行為予告通知

労働関係調整法第37条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知の状況（本県分関係）は下記のとおりである。

業種別では、運輸事業が71.1%、次いで医療、公衆衛生事業が15.8%を占めている。

また、争議項目別では、賃金関係（賃金及び一時金）が全体の89.5%を占めている。

(1) 業種別状況

運 輸	郵 便 電信・電話	水道、電気 ガ ス	医 療 公衆衛生	計
27	4	1	6	38

(2) 主な争議項目別状況

賃 金	一 時 金	労働協約	合 理 化	そ の 他	計
30	4	0	2	2	38

第4節 個別的労使紛争に係るあっせん

1 概要

(1) 取扱件数

令和4年の取扱件数は、新規申請5件（労働者側4件、使用者側1件）であった。

(2) 取扱事件の傾向

取扱事件5件のうち、不当解雇を受けたことによる損害賠償請求を求める事件1件が打切りにより終結した。解雇した労働者から損害賠償請求を受けた事件1件が取下げにより終結した。不当解雇やハラスメントに対する慰謝料・損害賠償請求を求める事件3件が解決により終結した。

(3) 業種別申請件数（新規件数）

製 造	運 輸	情 報 通 信	卸・ 小 売	金融・ 保 険	医療・ 福 祉	学 校 教 育	サービ ス	その他	計
2							2	1	5

(4) 主なあっせん事項別件数（新規件数）

解雇退職	配 転	賃 金	臨 時 給	その他の 賃金関係	そ の 他	計
3					2	5

(5) 終結区分

解 決	打 切	取 下	次年へ繰越	計
3	1	1		5

2 個別的労使紛争に係るあっせん事件一覧表

事件番号 【申請者】	開始 年月日	業種	調整事項	調整員				終結年月日 (所要日数)	終結 区分
				公	労	使	事		
4(個)1 【労働者】	4. 2. 18	製造業	不当解雇における精神的・経済的苦痛に伴う慰謝料、謝罪記事について	大矢	山内 塩谷	小笠原 安田	佐藤	4. 3. 29 (40日)	打切り
4(個)2 【労働者】	4. 3. 18	宿泊業、飲食サービス業	長時間労働等、心身のハラスメントへの慰謝料請求	伊藤	山内 谷川	小笠原 安田	相馬	4. 5. 16 (60日)	解決
4(個)3 【労働者】	4. 4. 6	鉱業、採石業、砂利採取業	労災隠し等によって会社との信頼関係が著しく破壊され退職を余儀なくされたことへの賠償請求	大矢	山内	藤本	相馬	4. 5. 27 (52日)	解決
4(個)4 【使用者】	4. 4. 26	製造業	解雇した社員からの慰謝料請求の取下げ又は解決	/	/	/	/	4. 6. 15 (51日)	取下げ
4(個)5 【労働者】	4. 5. 26	サービス業	不当解雇で受けた精神的苦痛に対する慰謝料請求	細矢	谷川	山田	相馬	4. 7. 29 (65日)	解決

3 取扱事件の概要

令和4年（個）第1号事件

申請者	X			
被申請者	Y	(事業の種類)	製造業	
		(従業員数)	4人	
申請年月日	令和4年2月14日	開始年月日	令和4年2月18日	
あっせん事項	不当解雇における精神的・経済的苦痛に伴う慰謝料、謝罪記事について			
あっせん員	公	大矢	あっせん回数	0回
	労	山内、塩谷	終結年月日	令和4年3月29日
	使	小笠原、安田	所要日数	40日
	事	佐藤	終結区分	打切り

【申請に至るまでの経緯】

XはYに正社員で入社したが、同年突然解雇を言い渡された。解雇理由は協調性がない、社風に馴染まないなどという内容であり、Xは精神的苦痛への損害賠償を求めあっせんで申請した。

【あっせん経過】

令和4年3月4日に事務局調査を行ったところ、Yがあっせんで拒否する意向を示したため、同月22日に小笠原あっせん員と安田あっせん員がYに対してあっせん参加の説得を行ったが、Yの意向は変わらなかったため、本事件は打切りで終結した。

令和4年（個）第2号事件

申請者	X			
被申請者	Y	(事業の種類)	宿泊業、飲食サービス業	
		(従業員数)	6人	
申請年月日	令和4年 3月15日	開始年月日	令和4年 3月18日	
あっせん事項	長時間労働に係る未払い賃金相当額及び心身的ハラスメントへの慰謝料請求			
あっせん員	公	伊藤	あっせん回数	1回
	労	山内、谷川	終結年月日	令和4年 5月16日
	使	小笠原、安田	所要日数	60日
	事	相馬	終結区分	解決

【申請に至るまでの経緯】

Xは、平成●年にYに入社したが、当時から労働契約の締結がなく、深夜に及ぶ連日の残業を行っていた。タイムカードもなかったことから、同僚社員と共同で勤怠状況を記録するなどしていた。また、違法と思われる事務処理を指示され従事させられ、恫喝のような叱責を受けるなどのハラスメントを受けた。その後Xはいわゆる合同労組に加入し、労働契約の締結等の労働環境向上を実現したものの、入社直後の未払い残業代に関しては会社側が時効による請求権消滅を主張し、ハラスメントの慰謝料については合同労組を通じて交渉したものの折り合わず、合同労組から脱退後も個人で交渉を重ねた。最終的に上積みした金額を会社側から提示されたが納得できず、交渉も行き詰ったため、労働委員会にあっせんを申請した。

【あっせん経過】

あっせんでは、最初にXに対し、未払い残業代は労働審判等では時効により請求が認められない可能性が非常に高いことを説明し、今回のあっせんで折り合いをつけた方がよい旨を説明した。次にYに対し、違法と思われる事務処理を告発された場合の最悪のケースを説明し、解決金として支払える上限額、口外禁止等の条件付与について確認した。あっせん員が双方と個別に協議を重ね、解決金を支払うことなどを内容としたあっせん案をまとめ提示したところ、当事者双方から、あっせん案を受諾する旨の回答書が提出されたことから、本事件は解決により終結した。

令和4年（個）第3号事件

申請者	X			
被申請者	Y	(事業の種類)	鉱業、採石業、砂利採取業	
		(従業員数)	14人	
申請年月日	令和4年4月5日	開始年月日	令和4年4月6日	
あっせん事項	労災隠しを受けたこと及び勤務時間を勝手に変更され手当が不支給となったことにより会社との信頼関係が著しく破壊され辞めざるを得なくなったことによる損害賠償請求			
あっせん員	公	大矢	あっせん回数	1回
	労	山内	終結年月日	令和4年 5月27日
	使	藤本	所要日数	52日
	事	相馬	終結区分	解決

【申請に至るまでの経緯】

Xは、作業中に重機から転落して受傷した。医者からは「安静にするように」との指示があったが、Yからは翌月から入社するように言われたため入社した。しかし傷が痛むため、再度受診したところ骨折が判明した。その旨をYに伝えると「会社では面倒を見られない」と労災手続きを拒否されたため、X自身で労基署を訪れ労災手続きを行った。

また、同時期にYは、所定労働の開始時刻を一時間早めることとし、従来から支払っている早出勤手当をカットする方針とした。Xは労災に伴う休業から復帰する際の面談で早出勤手当カットの見直しを求めたがYが拒否し、会社の方針に従えないのであれば退職するよう言われたためXは退職した。Xは、会社の方針に著しい不信感を抱いたため退職したことから、慰謝料の支払いを求め労働委員会にあっせんで申請した。

【あっせん経過】

労基署の収受印付きの労働者死傷病報告の写しをYが提出したため、労災隠しには該当しないと判断し、所定労働時間調整の妥当性等について検討した。あっせんでは、Yが社員に対し、コスト削減のため早出勤した社員はその分早く退社するよう呼び掛けているものの、社員の勤怠管理を各現場事務所で行っており、Yが殆ど管理できていない実態が労使双方の主張から浮かび上がってきた。早出勤をしたかどうかは社員の自己申告であり、早出勤手当の支給算定については社員が提出する日報に従って早出勤手当を支給しているとのことだった。Yは労働者の勤怠管理をタイムカードや現認などの手法で管理する必要があり、そうした体制がないまま、早出勤をした社員の早上がりを推進している状態はリスクになる旨を使用者側あっせん員から説明した。このことについてYは理解を示したが、慰謝料の支払いについては難色を示した。しかし使用者あっせん員が粘り強く説得し、解決金を支払うことなどのあっせん案を承諾して事件は解決により終結した。

令和4年（個）第4号事件

申請者	Y			
被申請者	X 1	(事業の種類)	製造業	
		(従業員数)	不明	
申請年月日	令和4年4月25日	開始年月日	令和4年4月26日	
あっせん事 項	社員からの慰謝料請求の取下げまたは解決			
あっせん員	公		あっせん回数	0回
	労		終結年月日	令和4年 6月15日
	使		所要日数	51日
	事		終結区分	取下げ

【申請に至るまでの経緯】

Yは工場が稼働できなくなったことから、正社員であるX1とX2の2名を解雇した。その後、それぞれから慰謝料を請求する内容証明郵便が到達した。Yはそれぞれに対し少しでも払えるが全額は難しい旨を電話で伝えたものの、拒絶されたことからあっせん申請を行った。申請後、X2から慰謝料請求を取り下げる旨の連絡があったことから、X1とのあっせんに絞られた。

【あっせん経過】

当委員会がYからのあっせん申請を受理し、あっせん員の選定をしている段階で、Yに対し、X1が労働局へ申請したあっせんの開始通知書が到達した。このため会長と協議し、当委員会へのあっせん開始手続きを保留としたうえで労働局のあっせんの推移を注視した。

後日、Yから労働局のあっせんが成立した旨の連絡があったため、当委員会へのあっせん申請は取り下げられた。

令和4年（個）第5号事件

申請者	X			
被申請者	Y	(事業の種類)	サービス業	
		(従業員数)	不明	
申請年月日	令和4年5月26日	開始年月日	令和4年5月26日	
あっせん 事項	不当解雇で受けた精神的苦痛に対する慰謝料			
あっせん員	公	細矢	あっせん回数	1回
	労	谷川	終結年月日	令和4年 7月29日
	使	山田	所要日数	65日
	事	相馬	終結区分	解決

【申請に至るまでの経緯】

Xは、平成●年にYにパートタイム労働者として入社し、一年ごとに契約を更新してきた。しかし令和4年3月末で突然雇止めされた。

Xは当委員会の労働相談会に参加し、対応した委員のアドバイスのもと雇止めの撤回を求める書面をYに送付した。しかしYからは復職は認められない旨の返答書面が送付されたことから、復職ではなく慰謝料請求に方針転換し、Yに慰謝料を請求する書面を送付した。Yは代理人弁護士を立て、解決金を支払う旨の書面を送付したが、Xが求める金額よりも低かったためあっせん申請した。

【あっせん経過】

あっせんでXは、雇用期間満了通知にサインした際、更新の有無についてYと何らやりとりすることはないと主張。また、当初は復職を希望していたが、嫌われている会社に勤め続けたいという気持ちが薄れ、また今後も同様の揉め事に発展することも懸念されるため、金銭解決を希望するに至ったことを述べた。

Yの代理人弁護士は、Xの勤務態度不良を記した主張書面をあっせん員に提出した。しかし実態として勤怠管理はしておらず、Xに対して口頭で注意指導を行ったがその記録は残していないことなどを認めた。これについて、XがYの事務所外での事業場で働く方式だったため、管理監督は徹底が難しい面を主張した。雇入通知書の契約更新の有無を記入しなかったことは手続き上不備であったことについても認めた。そのうえで、再度雇入れることは考慮しておらず、金銭解決を望んだため、解決金を支払うあっせん案で双方受諾し、事件は解決により終結した。

第5節 労働相談

1 概要

(1) 取扱件数

令和4年の委員による労働相談会における相談件数は38件、事務局職員が電話等により受け付けた相談件数は73件であった。

(2) 取扱事件の傾向

委員による相談では、相談者の産業別ではサービス業からの相談が、内容は「労働条件等」「経営又は人事」に関するものが多かった。

事務局が受け付けた相談では、相談者の産業別では医療・福祉及びサービス業からの相談が、内容は「職場の人間関係」「経営又は人事」に関するものが多かった。

なお、相談後に労働委員会に労働争議のあっせん申請があったものが2件、個別労使紛争のあっせん申請があったものが5件であった。

2 業種・項目別相談状況

(1) 委員による労働相談会での相談状況（業種）

年 \ 業種	製造	運輸	情報通信	卸・小売	金融・保険	医療・福祉	学校教育	サービス	その他	計
令和3年	3	2	0	4	1	4	0	4	6	24
令和4年	5	0	0	1	1	5	2	10	14	38

(2) 委員による労働相談会での相談項目

年 \ 項目	経営又は人事	賃金等	労働条件等	職場の人間関係	その他	計
令和3年	12	5	1	5	1	24
令和4年	11	2	13	9	3	38

(3) 事務局職員による労働相談での相談状況（業種）

年 \ 業種	製造	運輸	情報通信	卸・小売	金融・保険	医療・福祉	学校教育	サービス	その他	計
令和3年	9	4	0	4	1	12	0	6	12	48
令和4年	6	7	1	9	4	12	5	12	17	73

(4) 事務局職員による労働相談での相談項目

項目 年	経営又は人事	賃金等	労働条件等	職場の 人間関係	その他	計
令和3年	16	5	9	7	11	48
令和4年	18	16	12	23	4	73

(備考)

- ・ 業種における「その他」には、業種を明かさずに相談があった「業種不明」も含まれる
- ・ 「経営又は人事」・・・ 解雇、配置転換、雇止め、出向・転籍、復職、懲戒処分、退職、再雇用 など
- ・ 「賃金等」・・・ 賃金（残業代等含む）未払い、賃金減額、一時金、退職金、解雇手当、休業手当、諸手当 など
- ・ 「労働条件等」・・・ 労働契約、労働時間、休日・休暇、年次有給休暇、時間外労働、安全衛生、労働保険 など
- ・ 「職場の人間関係」・・・ セクハラ、パワハラ、嫌がらせ など

第6節 労働組合の資格審査

労働組合法第5条の規定による令和4年の労働組合の資格審査の取扱件数は、次表のとおりである。

申請理由	取扱件数			処理件数		
	前年からの繰越	新規	計	認定	取下	翌年への繰越
不当労働行為	0	0	0	0	0	0
委員推薦	0	8	0	8	0	0
法人登記	0	0	0	0	0	0
計	0	8	0	8	0	0

第7節 地方公営企業等の非組合員の範囲の認定告示

令和4年における地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定による告示の取扱いはなかった。

第8節 労働委員会活性化に向けた取組

少子高齢化の進行や若年層を中心とした非正規労働者の増加など労働を取り巻く環境は大きく変化しており、労働委員会がその機能を発揮し、使命を十分に果たせるよう、労働委員会活性化のための検討委員会が作成した第1次～第3次報告書等を受けて、当委員会が実施した活性化に向けた取組は、次のとおりである。

1 令和4年の認知度を高めるための取組

- ① ホームページによるPRの充実
- ② 県の広報媒体によるPR（地元3紙、テレビ、ラジオ、インターネット配信、コンビニ等でのチラシ設置）
- ③ 委員による労働相談会の開催
原則毎月第1火曜日、第3日曜日に開催しているほか、10月の周知月間には日曜日に県内3市（青森市・弘前市・八戸市）において合計3回開催した。
- ④ 地元2紙への無料広告の掲載依頼
- ⑤ 県内市町村の広報誌への掲載
- ⑥ 県政記者会へ労働相談会についての情報提供
- ⑦ 関係機関への労働相談会のチラシ等の備え置き
（県内6地域県民局、市町村、労働局、労働基準監督署、ハローワーク、法テラス、ジョブカフェ、連合青森、県労連、県経営者協会、県弁護士会、県社労士会等）
- ⑧ 関係機関の情報誌への掲載
（連合青森、県経営者協会）
- ⑨ 労働相談ダイヤルによる相談対応等
- ⑩ 県障害福祉課「こころの相談窓口ネットワーク相談先一覧」への掲載

2 令和4年の委員・職員の資質の維持・向上を図るための取組

- ① 中労委が開催する公労使委員研修の受講
- ② ブロック研修会等の主催、参加
- ③ ブロック会議の研修課題に対する委員・職員の研修会の開催
- ④ 新任委員に対する実務研修